

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行  
東京都

28

目次

規則

- 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）

○東京都栄誉賞表彰規則の一部を改正する規則……………（生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課）

○東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（港湾局臨海開発部海上公園課）

訓  
令

- ## ○職員の旅費支給規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）…四

規則

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第五十八号  
非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部

第六条第一項中「定める報酬」の下に「、給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務

等手當に相当する報酬」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等乎當に相當する第一種報酬については  
給与条例第十二条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の  
勤務時間」とあるのは、「所定の勤務時間」と読み替えるものとする。

5 職員であつて学校職員であるものに対する前項の規定については、同項中「給与条例第十二条の三の規定」とあるのは、「学校職員給与条例第十四条の三の規定」とする。

第九条第四項及び第十条第三項中「三千六百円」を「七千百円」に改める。  
第二十一条第一項第一号中「第一種報酬」の下に「給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬及び」を加える。

卷之三

第二十七条第二項第三号中「含む。」の下に「から勤務を割り振られていない日を除いた日」を加え、同条第三項第三号中「部分休業」の下に「及び勤務時間条例第十七条の三又は学校職員勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇」を加える。

第二十八条第一項中「一万分の一万一千百四十七・五」を「一万分の一万六百九十二・五」に、「第三条の四第一項第五号」を「第三条の四第一項第六号」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則第四項中「中「給与条例」を「中「及び給与条例」に、「給与条例第十三条」を「、給与条例第十三条」に改める。

附  
則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

## 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

令和七年三月三十日

東京都知事 小池百合子

東京都規則第五十九号

# 東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように

に改正する。

第十二条の二の二中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改める。

別記第百十号の一様式中「第11条の9第2項」を「第11条の10第2項」として改める。

年 月 分 以 降 回	円
年 月 日 分 以 降 回	円

に改める。

別記第百十号の三様式中「第11条の9第2項」を「第11条の10第2項」に改める。

別記第百十一号様式(乙)中

住 所	納稅義務者との統柄( )
姓 名	年 月 日
免許証番号	交付年月日
有効期限	免許の種類(普通・中型・大型・その他( ))

を

運転者の運転	納稅義務者との統柄( )
免許證又は免 許情報記録 人番号カード	年 月 日
有効期間の末日	免許の種類(普通・中型・大型・その他( ))
免許の条件等	の記載事項等

に

運転者の運転	納稅義務者との統柄( )
免許證又は免 許情報記録 人番号カード	年 月 日
有効期間の末日	免許の種類(普通・中型・大型・その他( ))
免許の条件等	の記載事項等

を

改める。

#### 附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別記第百十号の一様式及び

第百十号の三様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則別記第百十号の二様式、第百十号の三様式及び第百十一号様式(乙)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することがある。

東京都栄誉賞表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第六十号

東京都栄誉賞表彰規則の一部を改正する規則  
東京都栄誉賞表彰規則(平成十六年東京都規則第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都規則第六十一号

東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の項中

千七百十一円	一千九百六十八円
六百三十八円	八百四十四円
五百三十五円	七百十二円
四百四十八円	五百七十一円
三百七十七円	五百二十二円
三百五十七円	四百七十四円
五百八十六円	七百五十八円
一一百七十三円	三百四十四円
八百八十円	七百七十一円
千七百三十二円	一千八百八十五円
八百六十九円	九百六十三円
五百九十六円	七百八十一円

五百五十五円	五百九十二円	五百八十七円	五千五十七円	五千八十八円	千三百四十八円	千百二十一円	四百四十七円	四百三十六円	四百三十六円	五百四十三円	三百八十三円	五百二十円	千四百円	七百九十一円	千三百三十五円	五百九十一円	五百八十七円	五百三十円	五百五十五円	五百六十四円	五百二十六円	八百四十七円	四百十七円	五百九十円	三百七十一円	六百七十一円	七百一円	七百一円	五百八十七円	五百三十円	五百五十五円	五百六十四円
--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	------	--------	---------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	------	------	--------	-------	--------	--------

九

六百六十五円	七百八十二円	千四百八十一円	千四百七十六円	千三百五十四円	五百七十七円	五百五十九円	六百九十二円	五百十円	七百五十円
千九百九十九円	六百八十四円	千百七十八円	五百三十八円	四百九十三円	七百六十円	八百八十四円	九百十五円	七百五一円	千七百五十二円
千九百九十九円	六百八十四円	千百七十八円	五百三十八円	四百九十三円	七百六十円	八百八十四円	九百十五円	七百五一円	千七百五十二円
千九百九十九円	六百八十四円	千百七十八円	五百三十八円	四百九十三円	七百六十円	八百八十四円	九百十五円	七百五一円	千七百五十二円
千九百九十九円	六百八十四円	千百七十八円	五百三十八円	四百九十三円	七百六十円	八百八十四円	九百十五円	七百五一円	千七百五十二円

に

改め、同表一の項中

を

二

東京都立辰巳の森海浜公園 二号駐車場	東京都立辰巳の森海浜公園 二号駐車場	Aブロック	Bブロック	Aブロック	Bブロック
Cブロック	Bブロック	Aブロック	Bブロック	一月	一月
一月	一月	一月	一月	六十五万七千百円	五百八千円
百六十七万三千三百円	百十四万二千五百円	二百九十七万八千九百円	二百三十九万二千九百円	五百八千円	五百八千円

訓令

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

十四円」を「四十一円」に改める。

●東京都訓令第二十九号

支 府  
中  
一  
府 一 般

事業所  
收用委員會事務局

九十二号の一都三次のようない

職員の旅費支給規程（昭和四十八年東京都訓令第九十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第一條中「及び職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号。以下「規則」という。）別表第二の規定に基づき任命権者が定める地域」を削る。

(用語) 第三条を削り、第二条を第三条とし、第一条の次に次の二条を加える。

**第二条** この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

別表第五中「千百四十九円」を「千四百四円」に、「八百二十円」を「千三円」に、	海の森公園の海上公園係 船施設	十二月二十九日から翌年 一月三日まで	午前九時から午後五時ま で
有明親水海浜公園ビーチ バレーアクティビティ	十二月二十九日から翌年 一月三日まで及びビーチ の維持管理上必要である と知事が認める日	午前九時から午後五時ま で	午前九時から午後五時ま で

第四条の見出しを「(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)」に改め、同

条中「の規定により、旅行取消し等の場合に支給する旅費の額は、次に規定する額による」を「に規定する任命権者が定めるものは、条例第二十四条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする」に改め、同条第一号中「若しくは車賃として支払った金額又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額」を「及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、条例第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第六条の規定により計算した額と現に支払った額」に、「払いもどし手続」を「払戻手続」に、「払いもどし」を「払戻し」に、「できなかつた額。」を「できない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額の合計額」に改め、同号ただし書を削り、同条第二号及び第三号を次のように改める。

## 二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手當に相当する部分を除く。)

家族移転費(宿泊手當に相当する部分を除く。)及び渡航雜費については、当該各種目について条例第六条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額

## 三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

第五条の見出しを「(旅費額を喪失した場合における旅費)」に改め、同条中「の規定により、旅費を喪失した場合に支給する旅費の額」を「に規定する任命権者が定める金額」に、「規定する額による」を「掲げる金額とする」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号中「輸送機関」を「交通手段」に、「等の切符類」を「航空券等」に改め、「(以下「切符類」という。)」を削り、「以下本条」を「次号」に改め、同条第二号中「(切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額とする。)」を削る。

る。

第六条の見出し中「様式」を「記載事項又は記録事項」に改め、同条中「第四条第六項」を「第四条第四項」に、「旅行命令簿等の様式は、次の各号に掲げる様式」を「任命権者が定める事項は、旅行命令権者名、発令年月日、旅行月日、旅行用務及び旅行先」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 旅行命令簿等は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属局部課、職層名、職務の級(職員が指定職職員に該当する場合は、その旨。第九条及び別表第三において同じ。)及び氏名並びに概算払及び精算払に係る支給額を記載又は記録する。

3 旅行命令簿等は、備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載又は記録する。

第七条から第十一条までを削る。

第六条の五の見出し中「手続」を「に係る期間」に改め、同条中「第十三条の二第二項及び第三項」を「第七条第二項及び第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の四第一項中「前三条」を「第六条、第八条及び第九条」に、「旅費請求手続の様式」を「請求書等若しくは資料」に改め、同条第二項中「第十三条の二第四項」を「第七条第四項」に改め、同条を第十条とする。

第六条の三の見出しを「(旅行命令簿及び請求書の特例)」に改め、同条中「内国旅行」を「前条第一項第五号に掲げる場合を除くほか、内国旅行」に、「旅費請求手続の様式」を「請求書」に、「第七号様式」を「旅行命令簿兼旅費請求内訳書(以下「命令簿兼請求書」という。)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 命令簿兼請求書に記載又は記録をする事項は、旅行命令権者名、旅行月日、旅行時間、旅行用務、旅行先及び旅行の経路とする。

3 命令簿兼請求書は、職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属局部課、職層名、職務の級、氏名、旅費の受領者名、旅行命令簿との内容の一致を確認した確認者名及び請求額を記載又は記録する。

第六条の二の見出しを「(請求書等及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項

等)」に改め、同条中「第十三条の二第一項」を「第七条第一項」に、「旅費請求手続等の様式」を「請求書等」に、「様式と」を「請求書等と」に改め、同条第一号中「第四号様式(一)及び(二)」を削り、同条第四号を削り、同条第三号中「第五号様式(乙)」を削り、「外国用」を「(外国用)」に改め、同号を同条第四号とし、同号を同条第二号中「第五号様式(甲)」(一)を削り、「内国用」を「(内国用)」に改め、同号を同条第二号三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

## 二 外国旅行の出張の場合 外國旅費請求内訳書兼領収書

第六条の二に次の一号を加える。

五 条例第三条第七項に係る旅費に相当する金額を請求する場合 当該金額に係る旅

費に応じた前各号に掲げる請求書

第六条の二に次の六項を加える。

2 条例第七条第一項に規定する必要な資料の種類は、別表第二のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第四項に規定する請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。

3 条例第七条第五項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第三の上欄に掲げる請求書等の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項及び別表第四の上欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第三中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、支出担当者等が認めた請求書に相当するもの(請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。)をもつて、第一項第五号に掲げる請求書に代えることができる。

5 旅行命令権者及び支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書等を提出した場合には、その請求等内容が適切であるかを確認するものとする。

6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出担当者等は、旅行者に対しても必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

7 第一項第五号に掲げる場合を除くほか、支出担当者等は、旅費を支給した場合には、その受領者に対して、受領に係る記載又は記録をさせるものとする。  
(口頭による旅行命令等の要件)  
第七条 条例第四条第四項に規定する任命権者が定める出張は、別表第一の上欄に掲げた在勤所の所在地に對応する同表の下欄に定める地域に存する用務地を旅行先とする出張とする。

第十二条 条例第九条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道に類するもの  
三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの  
(船賃に係る船舶)

第十三条 条例第十条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの  
二 外国における前号に掲げるものに相当するもの  
(航空賃に係る航空機)

第十四条 条例第十一条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの  
二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

## (特定航空移動等)

第十五条 条例第十一條第二項第一号に規定する任命権者が定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が八時間以上の移動とする。

本則に次の八条を加える。

## (自宅宿泊に係る宿泊手当の制限)

第十七条 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいふ。）に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。

## (近距離の転居に係る転居費等の制限)

第十八条 同一市町村内（特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤地の変更に伴う旅行については、公設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

## (渡航雑費の細則)

第十九条 条例第十九条に規定する任命権者が定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

## 二 医薬品の購入に係る費用

## 三 携行品の購入に係る費用

## 四 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

## 五 条例第十九条に規定する費用に類する又は付随する費用

## (退職者等の旅費の細則)

第二十条 条例第二十一条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

## イ 職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、

退職等となる前の職務の級の者（職員が指定職職員であつた場合には、当該者をいう。口、第三号及び第三項において同じ。）として退職等の日にいた地から在勤地に旅行するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職

退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

## 二 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第三条第二項第一号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号イの規定に準じた旅費のほか、次号ハ又はニ及び次項の規定に準じた旅費

## 三 条例第三条第二項第五号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費のとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

イ 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

ロ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

ハ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

## (1) ロの規定に準じた旅費

(2) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(1)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤

地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

二 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

## (1) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

## (2) イの規定に準じた旅費

2 前項第三号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となつた場合において条例第三条第二項第五号の規定により支給する旅費は、前項第三号の規定に準じて旅行命令権者が任命権者に協議して定めるものとする。

3 条例第二十一条第二項に規定する任命権者が定めるものは、赴任の例に準じ、退職

等となる前の職務の級の者として旧在勤地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費を除く。）とする。ただし、その額は、旧任命権者の在勤地を帰住地とみなして計算した額を超えることができない。

#### （遺族等の旅費の細則）

第二十一条 条例第二十二条に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

一 本邦在勤の職員が条例第三条第二項第三号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、

赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二 本邦に出張のための外国旅行中の外國在勤の職員が条例第三条第二項第三号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第四号イの規定に準じた旅費

三 条例第三条第二項第四号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

四 条例第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

イ 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、

赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

五 条例第三条第二項第七号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）

六 条例第三条第二項第八号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が

居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

#### （給与の種類）

第二十二条 条例第二十六条第二項に規定する給与の種類は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）に規定する給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（同条例第十三条の三第一項の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び農林漁業普及指導手当又はこれらに相当する給与とする。

#### （本邦通過の場合の旅費）

第二十三条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出发し、又は本邦に到着した場合における船貨又は航空貨については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、条例第十八条第一項第一号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。（年度経過等による区分）

第二十四条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道貨、船貨、航空貨及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

附則第四項及び第五項を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 口頭による旅行命令等の対象となる旅行先（第七条関係）

在勤庁の所在地	地域
特別区の区域内	東京都
	島しょを除く都内の全地域

一 鉄道賃  (運賃の等級が区分)	区分	別表第二 請求書又は精算書に添付する資料(第八条関係)													
		された鉄道による移動に限る。)													
条例第九条第一項第一号に掲げる運賃	添付する資料	武藏野市、三鷹市、小金井市、国分寺市、国立市、立川市、調布市、府中市、稲城市、多摩市、西東京市、小平市、東久留米市、東村山市、清瀬市、狛江市及び町田市の区域内	埼玉県	東京都	島しょを除く都内の全地域	和光市、朝霞市、戸田市、新座市、志木市、富士見市、蕨市、川口市、さいたま市、草加市、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、三郷市	埼玉県	市川市、船橋市、習志野市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	千葉県	川崎市、横浜市	神奈川県	和光市、朝霞市、戸田市、新座市、志木市、富士見市、蕨市、川口市、さいたま市、草加市、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、三郷市	埼玉県	市川市、船橋市、習志野市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	
条例第九条第一項第一号に掲げる運賃	添付する資料	八王子市、日野市、昭島市、あきる野市、東大和市、武藏村山市、福生市、青梅市、羽村市及び西多摩郡の区域内	埼玉県	東京都	島しょを除く都内の全地域	和光市、戸田市、蕨市、川口市、さいたま市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町、所沢市、入間市、狭山市	埼玉県	川崎市、相模原市	神奈川県	川崎市、相模原市	川崎市、相模原市	川崎市、相模原市	埼玉県	市川市、船橋市、習志野市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	
条例第九条第一項第一号に掲げる運賃	添付する資料	新島村を除く島しょの区域内	福島県	東京都	それぞれ一島の区域の全地域	新島及び式根島並びにそれぞれ一島の区域の全地域	福島県	山梨県	埼玉県	東京都	相模原市	上野原市	所沢市、入間市、狭山市、飯能市	埼玉県	市川市、船橋市、習志野市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
条例第九条第一項第一号に掲げる運賃	添付する資料	福島県福島市	福島県	福島市、二本松市、伊達市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、相馬郡飯舘村	東京都	それぞれ一島の区域の全地域	新島及び式根島並びにそれぞれ一島の区域の全地域	福島県	福島市、二本松市、伊達市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、相馬郡飯舘村	東京都	それぞれ一島の区域の全地域	新島及び式根島並びにそれぞれ一島の区域の全地域	福島県	市川市、船橋市、習志野市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	

七 転居費	六 包括宿泊費	五 宿泊費	四 その他の交通費	三 航空賃	二 船賃	一 被服費
その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料
転居を証明する資料	その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料
同居する家族であることを証明する資料(家族の転居に要する費用を含む場合に限る。)	同居する家族であることを証明する資料(家族の転居に要する費用を含む場合に限る。)	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料
条例第十八条第一項第二号イ又はロに規定する許可を証明するに足る資料(同号イ又はロ)	条例第十八条第一項第二号イ又はロに規定する許可を証明するに足る資料(同号イ又はロ)	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料	その支払を証明するに足る資料

八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	十 渡航雑費	十一 条例第二十一条に規定する旅費	十二 条例第三条第二項（第一号、第二号及び第五号を除く。）に規定する旅費	十三 条例第三条第五項に規定する旅費	八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）
八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	十 渡航雑費	十一 条例第二十一条に規定する旅費	十二 条例第三条第二項（第一号、第二号及び第五号を除く。）に規定する旅費	十三 条例第三条第五項に規定する旅費	八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）
八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	十 渡航雑費	十一 条例第二十一条に規定する旅費	十二 条例第三条第二項（第一号、第二号及び第五号を除く。）に規定する旅費	十三 条例第三条第五項に規定する旅費	八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）
八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	十 渡航雑費	十一 条例第二十一条に規定する旅費	十二 条例第三条第二項（第一号、第二号及び第五号を除く。）に規定する旅費	十三 条例第三条第五項に規定する旅費	八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）

十四 条例第三条第六項に規定する旅費	十五 条例第二十五条第一項に規定する旅費	別表第三 旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（請求書）（第八条関係）	別表第二の次に次の二表を加える。
内国旅費請求内訳 書兼領収書 外国旅費請求内訳 書兼領収書	区分	記載事項又は記録事項	喪失額を証明するに足る資料
旅行年月 旅行月日 旅行用務及び旅行先 旅行先ごとに出発地、到着地、種目及びその金額並びに全種 目の合計額 旅行日ごとに宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表にお いて同じ。） 請求者の職層名、職務の級及び氏名 旅費の受領者名 旅行命令簿等との内容の一致を確認した確認者名 請求額（確定払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この 表において同じ。） 概算額、精算額、追給額、返納額及び精算者名（これらにつ いては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この 表において同じ。）	内国旅費請求内訳 書兼領収書 旅行年月 旅行月日 旅行用務及び旅行先 旅行先ごとに出発地、到着地、種目及びその金額並びに全種 目の合計額 旅行日ごとに宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表にお いて同じ。） 請求者の職層名、職務の級及び氏名 旅費の受領者名 旅行命令簿等との内容の一致を確認した確認者名 請求額（確定払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この 表において同じ。） 概算額、精算額、追給額、返納額及び精算者名（これらにつ いては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この 表において同じ。）	天災又は規則第五条第三項各号に掲げる事情 により旅費額を喪失したことを証明するに足 る資料 から第十号までに掲げる資料 条例第二十五条第一項の規定に該当すること を証明するに足る資料	同居する家族であることを証明する資料（転 居費のうち家族の転居に要する費用又は家族 移転費に相当するものを含む場合に限る。） る資料
赴任等旅費請求内 訳書兼領収書（内 国用） 赴任等旅費請求内	旅行月 旅行日ごとに出発地、到着地、宿泊地、種目及びその金額 請求者の職層名、職務の級及び氏名	旅行月 旅行年月 旅行月日 旅行用務及び旅行先 旅行先ごとに出発地、到着地、種目及びその金額並びに全種 目の合計額 旅行日ごとに宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表にお いて同じ。） 請求者の職層名、職務の級及び氏名 旅費の受領者名 旅行命令簿等との内容の一致を確認した確認者名 請求額（確定払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この 表において同じ。） 概算額、精算額、追給額、返納額及び精算者名（これらにつ いては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この 表において同じ。）	旅行月 旅行日ごとに出発地、到着地、宿泊地、種目及びその金額 請求者の職層名、職務の級及び氏名

訳書兼領収書（外 国用）		旅費の受領者名 旅行命令簿等との内容の一 致を確認した確認者名
		請求額 概算額、精算額、追給額、返納額及び精算者名
区分	記載事項又は記録事項	別表第四 旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（種目）（第八条関係）
一 鉄道賃	条例第九条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号から第五号までに掲げる料金及び同項第六号に掲げる費用の各金額並びに合計金額	記載事項又は記録事項（種目）（第八条関係）
二 船賃	条例第十条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号から第四号までに掲げる料金及び同項第五号に掲げる費用の各金額並びに合計金額	記載事項又は記録事項（種目）（第八条関係）
三 航空賃	条例第十一条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号に掲げる座席指定料金及び同項第三号に掲げる費用の各金額並びに合計金額	記載事項又は記録事項（種目）（第八条関係）
四 その他の交通費	条例第十二条第一項第一号に掲げる運賃（条例第十二条第一項ただし書により旅費を請求する場合に限る。）	記載事項又は記録事項（種目）（第八条関係）
五 宿泊費	夜数及び金額	記載事項又は記録事項（種目）（第八条関係）
六 包括宿泊費	夜数及び金額	記載事項又は記録事項（種目）（第八条関係）
七 宿泊手当	夜数及び金額	記載事項又は記録事項（種目）（第八条関係）
八 転居費	金額	記載事項又は記録事項（種目）（第八条関係）
九 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額	記載事項又は記録事項（種目）（第八条関係）
十 家族移転費	第一号から第七号まで及び第九号の例に準じた記載事項又是記録事項、合計金額並びに旅行人員	記載事項又は記録事項（種目）（第八条関係）
十一 渡航雜費	条例第十九条に定める費用（同条中「その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定めるもの」については、第十一条各号に掲げる費用をいう。）の各金額及び合計金額	記載事項又は記録事項（種目）（第八条関係）

十二 死亡手当 定額

別記第一号様式から第七号様式までを削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の職員の旅費支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第五号）による改正後の職員の旅費に関する条例の一部（昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「新条例」という。）第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新規程第二十条及び第二十一条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となつた場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となつた場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新規程第四条及び第五条の規定は、新条例第三条第五項及び第六項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

発行  
電話 ○三(五三二二)一一一(代)  
郵便番号 163-8001

定価  
一本号  
(郵送料を含む。) 三〇円

印刷所  
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)  
郵便番号 101-0051